

平成25年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成25年9月10日）

（午前 9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成25年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月12日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案9件及び報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成25年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、本年8月1日から生活扶助基準が見直されることに伴い、生活保護電算システムの改修が必要となりました。また、6月中旬に歌志内中学校のステージ等、暗幕開閉設備の故障、同じく、かもい岳温泉の空調設備の故障が確認され、いずれも早急な改修工事が必要となりました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

- 1、平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。
- 2、平成25年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,400万3,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

3款民生費3項1目とも生活保護費13節委託料75万6,000円の増額補正は、生活扶

助基準の見直しに伴う生活保護電算システム改修委託料の増ですが、歳入の国庫支出金において同額を財源措置しております。

次に、7款1項とも商工費5目公園費28節繰出金121万8,000円の増額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費136万5,000円の増額補正は、歌志内中学校体育館暗幕レール設備の老朽化に伴う改修工事費であります。

次に、15款1項1目とも予備費258万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費補助金3節セーフティネット支援対策等事業費補助金75万6,000円の増額補正は、歳出の民生費のところで御説明いたしました生活保護適正実施推進事業の増であります。

次に、市営神威岳観光特別会計補正予算について御説明いたします。

平成25年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,481万8,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、神威岳の2ページをお開き願います。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款1項とも保養施設事業費1目保養施設運営費15節工事請負費121万8,000円の増額補正は、かもい岳温泉空調設備の経年劣化に伴う改修工事費であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたします。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金121万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整のため一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、報告第7号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 専決処分のかもい岳温泉の件で、ちょっと3点ほど聞きたいと思えます。

空調設備で経年劣化ということなのですが、何カ所ぐらいあったのかお聞きしたいと思えます。

あと、今後も起きてくるのではないかなと思われるのですが、その対策とかというのは、どういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思えます。

あと、三つ目なのですけれども、総点検とかということも今後考えられると思うのですけれども、そのときの金額の見積もりだとか、そういったことは、もう話し合われているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今回の冷却装置に穴があいていた箇所数でございますけれども、これにつきましては1カ所でございます。

それで、今後もあるのかということでございますけれども、実は、かもい岳温泉の冷却設備につきましては、今年度の当初予算で持っておりまして、この10月に改修工事を行うこととなっております。その前段、暖房から冷房に切りかえる際に、切りかえ作業の点検を行ったところ、今回の故障が発見されたということでございます。

そのため、今後は、新しい機械にこの後切りかわりますので、毎年度のメンテは必要とはなりますけれども、現在の機器から新しいものにかわるということから、そのようなことは、現機器ではあり得ないかなというふうに思っております。

それから3点目の総点検見積りの関係ですけれども、今の2番目の部分と重複いたしますけれども、切りかえ作業のときには点検を行っているという形でございます。これらについては、指定管理者で行っているということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今と同じ箇所なのですけれども、私の記憶ですと、100万円以下の修繕費は指定管理者が負担すると、それは市との協議もあるのでしょうか。これで12万8,000円ということなのですけれども、これは100万円以下に抑えることはできなかった工事なのでしょうか。それで、今、答弁にもありましたけれども、ことし、取りかえる予定だったんだというのであれば、この辺の工事内容のあり方というのは考えられたのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 議員のおっしゃられるとおり、今年度の秋季において取りかえ作業工事を行うために、今回の夏季の部分の乗り切りのための最低限としての修繕という形をとらせていただいたということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第7号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第8号平成24年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

報告第8号平成24年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、数値が表示されません。

実質公債費比率は12.1%で、将来負担比率は54.1%です。監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は、報告済みといたします。

報 告 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第9号平成24年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

報告第9号平成24年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

特別会計の名称。市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計。

全ての特別会計において資金不足額がないため、数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第9号は、報告済みといたします。

議 案 第 4 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第45号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長

○市長（村上隆興君）　－登壇－

議案第45号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威37番地8。

氏名、高澤悦子。

生年月日、昭和27年11月10日。

提案理由は、教育委員会委員、高澤悦子氏が平成25年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

高澤悦子氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま再任されました高澤教育委員会委員から挨拶をいただくため、暫時休憩いたします。

午前10時16分　休憩

○議長（山崎数彦君）　ここで、ただいま再任されました高澤教育委員より御挨拶を受けたいと思います。

高澤委員、どうぞ御登壇願います。

○教育委員会委員（高澤悦子君）　－登壇－

議会中の貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮に存じますが、私の教育委員再任についての御同意を賜りましたことにつきまして、心より御礼申し上げる次第でございます。

さて、近年、急速に少子高齢化が進み、子供たちの環境を守ろうとする声が高まる一方、全国的にはいじめや体罰の問題、あるいは学力、体力の低下、規範意識の低下が指摘されるなど、数多くの教育課題が山積している状況にあります。

本市におきましては、小、中1校ずつであること、また、関係各位の御尽力や地域における見守り活動を初めとするボランティアの取り組みなどもあって、比較的、子供たちに目が行き届く環境にあるものと思われませんが、次の世代を担う子供たちを育成する環境をつくるには、

教職員の皆さんの一層の努力はもとより、各御家庭の御協力、地域の方々の御理解、御支援が必要不可欠であります。

このたびの再任に当たりまして、子供たちの健やかな成長のため、今後とも一心に取り組んでまいりますこととお約束申し上げますとともに、引き続き皆様に御指導を仰ぎながら、この重責を全うしてまいる所存でございます。

どうぞ、今後とも、なお一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） ありがとうございます。

以上で、教育委員の再任の御挨拶を終わります。

午前10時21分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第46号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第46号歌志内市高等学校等就学支援金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第46号歌志内市高等学校等就学支援金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、高等学校等に就学している生徒の学費、通学費、下宿費等の経費の一部を助成するための支援金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって当該生徒の健全な育成の推進及び進学の奨励による教育の振興を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

歌志内市高等学校等就学支援金条例。

第1条は、本条例の目的についてでございます。

この条例は、学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第3学年までとする。）に就学している生徒の学費、通学費、下宿費等の経費の一部を助成するため、就学支援金を交付することで保護者の経済的負担を軽減し、当該生徒の健全な育成の推進及び進学の奨励による教育の振興に資することを目的としております。

第2条は、対象者の要件について規定しております。

この条例による就学支援金の交付の対象者は、市内に住所を有し、かつ高等学校等に在学している満20歳以下の高校生等を監護し、就学経費を負担している者であり、対象者またはその同一世帯に属する者が過年度分の市税を滞納していないことを要件としております。

なお、第2項といたしまして、これらの要件にかかわらず、目的達成の範囲内において、特に必要と認めるときは、対象者とする事ができる旨を規定しております。

第3条は、就学支援金の額の規定で、高校生等一人につき、月額1万円としております。

第4条は、交付期間の規定でございます。交付期間は、高等学校等へ入学した日の属する年度から、3年度間としておりますが、病気の療養等やむを得ない事情によって3年を超える場合も想定されますことから、ただし書きにおいて、特別の理由があると認めるときは例外とで

きる旨を規定しております。

第5条は、申請及び決定について定めているもので、第1項では、交付を受けようとする者は委員会に申請することを規定しており、第2項では、申請を受理したときは、速やかにその書類を審査し、交付を決定したときは申請者に通知することを規定しております。

第6条は、請求期間を定める規定で、交付を受ける要件を満たした日の属する月の末日から起算して1年以内としております。

第7条は、就学支援金の交付取り消し及び返還の規定で、対象者からの辞退があったとき、条例に違反したとき、その他不正が認められたときのいずれかに該当した場合、交付を取り消し、または返還を命ずることができる旨を規定しております。

第8条は、委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年10月1日から施行することを規定しております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、何点かお尋ねいたします。

まず、目的に書かれている高等学校、そして特別支援学校、それと高等専門学校ということですが、保護者の経済的負担を軽減するということが書かれておりますが、第2条に、監護し、学費、就学の経費を負担している者となっておりますが、その負担している者に対する所得の制限、そういったものは全く考えられないのかということを知りたいと思います。

あと、次に、20歳以下ということになっておりますが、20歳以下以外の方も高等学校に3年間ということが考えられると思うのですが、この20歳以下ということの理由、それをお聞きしたいと思います。

次に4条でございますが、委員が特別の理由があると認めたとき、これはどういったものが考えられるのかということ、この3点をお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 1点目の目的の関係の中で、所得制限の関係でございますが、今回、保護者が対象になるわけですけれども、保護者の方の所得制限ということは考えておりません。住所要件なり、就学経費を負担している者ということで、所得制限までは考えていないところでございます。

それから、2番目の二十歳以下の関係でございます。基本的に高校生ですから、中学を卒業して、通常であれば18歳卒業ということでございます。それで、特別な関係の中で二十歳を過ぎるとということが考えられると、それは病気なり、いろいろなことがありますけれども、そういう部分で、やはり成人になる前という部分での二十歳ということで考えております。

それから次に、3年間の理由ですけれども、病気等そういうものがあれば考えていきたいと、ケース・バイ・ケースで、その中で検討していきたいということでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、1点目の所得の制限ということで、目的の中に経済的負担を軽減するという、そういった内容のものがございます。所得がたくさんある方は、この経済的負担ということには、私、どうなのかなという思いがあります。そういった所得のことも考えて、対象者を限定する必要性はないのかなというふうな思いでございます。

あと、さまざまな生徒の生き方があろうかと思えます。二十歳を過ぎても高等学校というこ

とは、絶対あり得ることだと思うのですよね、さまざまな形であり得ることではなかろうかと思ふのですよ。そういったところで、二十歳以下ということに限定するということ、そして、委員が特別の理由があるとき、今のお話ですと、こういったものがありますかということ聞いたときに、今の話ですと、病気で年度が長くなった、年数が長くなった、そんなことが出てきましたけれども、こういったことにも深く考えていかなければならないところがあると思ふのですが、もう少し丁寧な答弁をお願いしたいと思ふのですが。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 所得制限の関係でございますけれども、やはり教育の振興を図るというような目的から、保護者の経済的負担を軽減するというところで考えておりました、所得制限は設けないということで考えております。

それから二十歳の制限でございますけれども、先ほども御答弁いたしましたけれども、基本的に、通常は18歳までに卒業できるということで、それ以外の特別な理由、それは病気なりそういうものということで考えておりました、その中で二十歳以上の方は、ケース・バイ・ケースで考えていくということで御理解願いたいと思ふます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 第2条の（2）で、市税の滞納をしていないことということでされているのですけれども、納税の義務は当然のことなのですけれども、親が何らかの理由で納税ができない、できなくなってしまうことも考えられると思ふのですよね。突然、リストラに遭ったりだとか、いろいろ多分あると思ふのですけれども、そういった場合、しわ寄せというのが最終的に子供に来てしまうのではないかなと思ふのですよね。そのしわ寄せを子供にさせてしまうのはどうなのかなということ、ちょっと思ふのですけれども、その辺の対応とかというのはどういうふうを考えているか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 子供のしわ寄せという関係でございますけれども、まず、基本的に、市税の負担というものは重要だということを考えておりました、今回、他市町の制度の導入でもいろいろ検討をした中で、市税の滞納ということには一定のペナルティーをということで今回しております。やはり、滞納している方と滞納していない方の公平性といいますか、こういうことは十分に考えていかなければならないというふう考えております。

その中で、例えば、軽微な滞納とかそういう部分については、所管の財政課とも協議しながら、その人の内容を見きわめながら、認定作業にはかかわっていききたいというふう思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 親なら当然、自分たちの食費をちょっと減らしてでも、子供たちにちゃんとした教育の場を与えようと、そういうのが多分、普通、親だと思ふのですけれども、そういったことを、最初この制度を受けていました、途中で親が市税を払えなくなったときに、ちゃんとしたそういう話し合いの場を持つことができるのかどうなのかな、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 申請の際には、納税証明書を添付していただくということで、その納税証明書を発行していただくときの、そのタイミングでいろいろお話が聞けるというふう思っております。そこら辺は個人的な内容とか、いろいろなものもお聞きしながら認定に進

めていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 柔軟に、その辺は対応してもらえるとということで、よろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 本人の、いろいろな事情なりそういうものをお聞きした中で、やはり誰から見てもおかしいことがないといえますか、そこら辺はケース・バイ・ケースでどのようなことになるのかというのは、ちょっと聞いてみなければなりませんけれども、基本的には納税していただいているということが基本となるということで、その中で、どのような形で、認定の中で配慮できるかということを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 高等学校等ということで、高等学校、特別支援学校と高等専門学校、こういうふうな格好で提示しているのですけれども、想定は66名を想定しての予算計上ということになるかと思うのですけれども、これ、それぞれの学校にどのぐらいの配置されているか。3校なのかな、4校なのかな、ちょっとお知らせ願います。

○議長（山崎数彦君） 人数だけということですね。

小玉教育長。

○教育次長（小玉和彦君） 現在、こちらのほうで調査した結果といたしまして、砂川市にある高校については32名、それから滝川、滝川高校と滝川西高校がありますけれども、合わせて29名、それから、ほかには美唄聖華とか駒大岩見沢、こういうところがあるというところがございます。大方一番多いのは、やはり砂川高校が一番多いという現状でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） その中に、特別支援学校も含まれているのですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 雨竜の高等養護学校に1名が含まれております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、今、女鹿議員からも質問がありましたけれども、2条の2項でございますけれども、この市税というのは、恐らく納税証明をとって審査をするのだと思うのです。これは、全く市長としても新しい政策だと思うのです。

それで、私は、それぞれ高齢者の政策だとか、子育て支援の政策だとか、身体障がい者の政策だとか、まだいろいろありますけれども、やはり歌志内市の市民サービスとでもいいましょるか、福祉とでもいいましょるか、こういう政策でございますので、それぞれの事例によっては違いますけれども、ある程度、やはり平等、公平性が保たれなければならないと思うのですよ。

それで、まず2条の2項ですけれども、市税ということで、条例にこういうふうなうたった場合、先ほど申しましたように、今まで市民サービスでやってきた、例えば条例がある、規則がある、要綱があると、歌志内の場合はいろいろあるわけでございますけれども、その、今、現に実施している中で、市税ということで限っている政策は、中にはありますけれどもないと思うのですよ。ということは、市税等になっているはずなのですよ。

そうしますと、ここで市税ということでうたってしまうと、例えば、もらう人が、該当者が例えば給食費を納めていないよとか、あるいは、幼稚園の保育料を納めていないよとか、それから保育料を納めていないよとか、こういう方がいないとは限らないと思うのですよ。そうし

ますと、市税ということであってしまおうと、若干問題があるような気がするのですよ。というのは、もらってしまったらと、もらっている人同士で、あの人、こうこうこういうの納めていないのに、どうしてこんなのもらえるのだと、私は真面目に納めていますよと、こういうふうになるのではないかという気がするのですよ。そこで、まずお伺いをいたします。

それから、先ほど所得制限の問題が出ました。これについても、今まで市民サービスを、高齢者なり、先ほど申しましたようにやってきた中で、所得制限がある市民サービスもあるはずなのです。それで、私は先ほど申しましたように、歌志内市の政策でございますので、やはり公平、平等を守らなければならないと思うのですよね。そうしたら、片一方は、この事業は所得制限があつて、これは所得制限がないのかというふうにもなると思うのですよ。

それから、2条の2項、歌志内市教育委員会が特に必要と認めたときは対象者とすることができる、この具体的な事例は何を指しているのかお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど来申し上げていますように第3条、月額1万円、私これ反対するわけではないです。あくまでも、先ほど申しましたように、やはり歌志内市の政策でございますので、平等、公平を守らなければならないという観点で申し上げますけれども、月額1万円ということになると年額12万円でございます。そういう今までのやっているサービス、高齢者、子育て、身体障がい者、いろいろありますけれども、これは、私、突出しているのだと思うのですよ。

それで、これを月額1万円と定めたのは、何か理由があつてやったのか。私は随分、突出しているなという、今までの政策と比較した場合に突出しているなという考えがあるものですから、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） まず、1点目の市税の関係です。市税等ではなくて、市税ということの考え方でございますけれども、先ほども少し触れておりましたけれども、やはり市税の負担の公平性、こういうことはやはり重要だということはもちろんなのですけれども、今回、例えば特定の人を受ける受益者負担となるような住宅料、こういうものは入れないで、あくまでも市が恒久的目的のために課する市税ということで、公租公課を平等に負担していただくという原則に基づきまして、市民税なり固定資産税なり軽自動車税、それから国民健康保険、こういう市税の部分に限定したところでございます。

そのほかの、例えば教育委員会の所管であれば、教育の関係では幼稚園保育料とか、あと、学校給食保護者納入金とか、こういうことがありますけれども、これは市税ではない部分ですけれども、こちらについては、やはり今回の市税には含まれない制限はしておりませんが、こちら辺は交付の際は、世帯の滞納状況も十分、申請時にこういう給食費とかいろいろなものも、いろいろ本人と家族とお話しさせていただきながら、今回の制限にはなりませんけれども、支払いの要請なり、いろいろな相談なりを進めていって、何とか納付していただくというようなことを進めていきたいなというふうに思っております。そういう意味で、市税ではございませんけれども、市税以外の部分についても、申請時には十分お話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、所得制限の関係でございますけれども、所得制限も教育の振興という部分では、教育的配慮という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういう部分を考えながら行っていきたいというふうに思っております。

それから、第2条の2の具体的な内容ですけれども、前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるという場合は対象者とすることができるということで、第2条のその住所

要件なり、滞納の部分の条件を示しておりますけれども、これの中で例外規定という形の中で考えるものとしたしましては、例えば、二十歳以上と、先ほどもちょっとお話し出ましたけれども、主にやはり二十歳以上の人で、病気の関係で高校が二十歳以上に卒業かかるとか、入るとか、そういう部分が考えられるということ、今、想定しておりますけれども、そのほかにいろいろなことがもし出てくるのであれば、十分、申請時にお話を聞いて、この例外規定を適用していただけるかどうかは、十分検討をしていきたいというふうに思っております。

月額1万円の関係の福祉施策とか、いろいろな他制度と突出しているのではないかとこの部分のお話ですけれども、1万円の考え方といたしましては、今回、教育振興という立場から、教育委員会の関係のお答えにしかありませんけれども、通学費、例えば一番近いところで、文珠峠から砂川高校まで約1万円弱というようなことで、そういう部分がベースにありまして、1万円ぐらいということにしておりますけれども、現状、今現在、学費なりいろいろな部分で、教材費とか、学校に行けば学級活動費、進路指導費、文化振興費など、たくさんのお金が負担されているということをお聞きしております。どちらにしても、いろいろな部分でかかるお金のうち、一部として1万円というところで、近隣の状況も見ながら1万円というふうにしたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） いろいろ答弁ありましたけれども、私はそういう意味で聞いているのではないのです。

一番目の市税ですね。これ、市税としてうたってしまえば、条例でうたってしまえば、等を入れるのと大分違うと思うのです。それでお伺いしますけれども、それでは、今までの市の政策として、納税証明をとるときに、市税等とうたっているものは何なのか、どういう事業があるのか、それをお伺いしたいと思います。というのは、私も先ほど申しましたように、等とうたっているわけですね。条例に、こういうふうとうたっているから、おたく、こういうものを納めていないから遠慮してくださいとかと言えるのですよ。ところが、市税としてうたってしまえば、そういうことを言えないと思うのです。そうしたら、逆にもらう人が、条例に市税と書いてあるでしょう、そのほかに何か書いてありますかと言われた場合に、これはちょっと支給をせざるを得ないと思うのです。

それから、所得制限の問題ですけれども、今、先ほど申しましたように、高齢者、子育て、身障やいろいろありますよね。ある中で、所得制限を設けている事業をお知らせ願いたいと思います。

それから、1万円の件ですけれども、私は先ほど来、市が行う福祉政策といいますか、そういう市民に対するサービスは、若干、やはり公平、平等でなければならぬということで質問をしているわけです。それで、先ほど1万円の問題ですけれども、例えば、遠距離通学費、あれは100%の補助ですよ。そうすると、年間予算で、たしか遠距離通学費は270万円ぐらいだと思うのですよ。ところが、これを、この条例どおり実施すると、ことは半分ですけれども、来年800万円ぐらいかかるはずなのです。そういうことで、いろいろ現にやっている福祉政策、住民サービスに対しての公平、平等性がとれるのかということをお聞きしているのです。よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1件目の市税等とうたっているものは、何があるかということの部分でございますが、市税等とうたっております部分では、今のところ4件ございます。広報紙、広告掲載要綱、ホームページ広告掲載要綱、融雪施設設置資金貸付条例、住宅改修促進助成要綱の中に市税等ということで表現しております。

市税ということで表現している部分につきましては、これは3件ございました。中小企業振興保証融資条例、産業開発促進条例、水洗便所等改造資金貸付条例ということで、3件でございます。

続きまして、所得制限関係につきましては、市の制度としては、福祉のほうのシルバーハウジング生活援助員派遣事業のほうで、1件ございました。そのほか、児童手当ですとか児童扶養手当等、国の制度では多数ございます。また、条例等において、非課税世帯ということに対する助成制度が各種ございますが、ちょっと件数的に時間がありませんでしたので、件数については全部拾うことができませんでした。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 3点目の市長部局のサービスの関係の公平、平等という観点と比べてということでございますけれども、市長部局での、例えば医療費の無料化とか、その他、福祉施策がいろいろあるかと思っておりますけれども、教育委員会としては、今回、高校生一人当たり月1万円の年間12万円ということございまして、教育行政を預かる担当といたしましては、やはり手厚い予算を配慮していただけるというふうな受けとめておりまして、ほかの市町部局のサービスと大きな隔たりはないのではないかとこのふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） これで最後ですから、くどくは申しませんが、今、それぞれ答弁がございました。それで、こういう時期ですので、やはり市の、これは教育委員会だとか、あっちだとかこっちだとかということではなくて、市の政策でございますので、やはりその辺は早急に統一するというような、例えば所得の制限だとか、今、等とか、こういうものは統一すべきでないかと私は思うのですけれども、その辺を答弁を願います。

それから、今の私の聞く範囲では、これは住宅関係なのですけれども、例えば、市営住宅ですけれども、納税証明をとるときに、そのときに、たしか、等とうたっているはずなのですよ。それは、公営住宅法で決まっているのか、市独自の考え方なのか。もし、公営住宅法でうたっているとすれば、公営住宅の何条何項にあるのか、その辺もあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御答弁申し上げます。

市税等の等ということでございますが、この等が外れたということは、教育委員会としての教育的な配慮を含めて、議論の結果、このように等が除かれたということをお理解いただきたいと思っております。

先ほど来、福祉政策の公平性ということをお指摘いただいておりますけれども、過去に、昭和46年くらいからだと思っておりますけれども、75歳以上の老人医療として、歌志内単独で無料にする制度とか、その後、いろいろなものが政策としてうたわれております。なくなりましたけれども敬老会、あるいは敬老パス、これも相当な金額を予算に計上していたと、そのように

私は理解しております。

また、最近はなくなりましたが、歌志内高校生、卒業予定者に対する自動車免許取得の助成、他校に入学している方については対象から外れるというような差別的なものもございましたけれども、私は、これらは政策でございますので、ある意味、そこに一部公平さというものの指摘される部分があったとしても、ある意味、やむを得ないのかなと、そのように思っております。

議員の御意見の公平さというものは、常に追求していかなければなりません、歌志内市としては、ここの高校生に対する助成といいますか、支援といいますか、この部分が若干弱かった部分もあるのかなと、そういう思い。それと、この教育委員会の政策が、定住の促進ですとか移住の促進につながっていけば望ましいかなという思いも込めながら、今回このような条例の提案をしたということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 先ほど原田議員に答弁した部分で、1件訂正させていただきます。

条例、市税等ということであっているもの、私、4件ということで、各項目をここで述べましたが、1件漏れておまして、市営住宅条例の中にも市税等ということで書かれているものがございました。今、条例関係、パソコンで管理しておまして、市税等ということでヒットといいますか、入力したやつは打ち上げてきたのですけれども、こちらの表現が市町村税等という名前を使っていたものですから、先ほどの、私、調べたやつには上がってこなかったということで、大変申しわけございませんでした。

以上、訂正させていただきます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 市町村税を滞納していない者という文言については、公住法の適用を受けているかということでございますが、公住法には市町村税というような税関係の滞納の該当文言はございません。したがって、それぞれ市町村において決めることとなっております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第47号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第47号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第47号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第88号）の公布等に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

第38条第1項中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

これは、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、引用する条項の整理を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第48号財産の取得について、御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

1、名称・種類・数量、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台。

2、取得の目的、災害対応消防業務用。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得予定価格、4,179万円。

5、契約の相手方、札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号、田井自動車工業株式会社、代表取締役田井秀典。

提案理由は、水槽付消防ポンプ自動車の取得に当たり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、水槽付消防ポンプ自動車の使用等の概要については、定例会資料の3ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 9 号

○議長（山崎数彦君）　日程第11　議案第49号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第49号財産の取得について、御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

1、名称・種類・数量、圧雪車大原DF430型1台。

2、取得の目的、かもい岳スキー場ゲレンデ整備用。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得予定価格、2,919万円。

5、契約の相手方、新潟県長岡市城岡2丁目8番1号、株式会社大原鉄工所、代表取締役社長大原興人。

提案理由は、圧雪車の取得に当たり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、圧雪車の使用等の概要については、定例会資料の4ページに添付しておりますので御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3点ほど聞きたいと思います。

この機械、シーズン機械になると思うのですけれども、実質の稼働が限られた月数だと思うのですけれども、この機械の償却年数というのはどれぐらいになるのか聞きたいと思います。

あとは、買って納車というのですか、おさまるのはいつごろになるのか聞きたいのと、あと、メンテナンス、整備なのですけれども、メンテナンスをちゃんとしないと機械が長持ちしないということがあるのですけれども、以前にちょっと人から聞いた話によると、なかなか整備ができていないのではないかと、人手も足りていないのではないかという話も一回聞いたことがあります。そういった面で、今、こういった整備とかの体制というのはどういうふうになっているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の償却年数ということでございますけれども、圧雪車の場合につきましては、基本的に償却の部分というのですか、稼働時間の部分で大体見られるようでございます。ですから、ゲレンデといいますか、山の規模、面積、この圧雪距離数とかそういうものを加味されて、大体、耐用年数という形をしているようでございます。メーカーからお聞きするのは、約5,000時間が目安というふうにお伺いしておりますが、山の形状、それらによって、やはり消耗度が激しくなったりということも加味されるというふう聞いております。

本圧雪車につきましては、既に8,000時間以上を超えているという形になっておりますので、十分、耐用年数等につきましてはクリアされている形での使用年数かなというふうに思っております。

一応、納車のほうは11月末という形になっております。

それから、メンテナンスの部分でございますけれども、これにつきましては指定管理者であります株式会社プラッサの中で、メンテナンスを行っているということでございます。新しく一昨年、それから今回という形での新しい機種になってまいりますので、毎年度の初期での、シーズン前のメンテナンス体制が重要になってくるかなというふうに思いますので、それらについては所管のほうとしてもチェックをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） プラッサさんのほうで整備をやってもらうということなのですが、今の機械が8,000時間以上動いているということであれば、ちゃんとしたメンテ、そういったことがちゃんと、多分なされているのかなという気はするのですけれども、動かない

とき、動かない時間のほうが多分長いと思うのですよね。その辺、きちんとした整備、動いていないときにちゃんとした点検整備をしておかないと、いざ動くよというときに、なかなか、ここ傷んでいる、あそこさびてだめだとかということも出てくると思うので、その辺、ちゃんとやってもらうためには、ちゃんとした人数の確保というのが必要になってくると思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 基本的には、指定管理者の中で点検、それから修繕、設備をできるという部分については、ごく少数の限られる部分かなというふうに私のほうでは思っております。言うなれば、専門的な状況が発生するという、また、非常に複雑な機器類になっている部分の修繕については、やはりこれは、もうメーカーのほうで対応をしていただくという形になっておりますので、しかしながら、プラッサさんの中には、そういう技術を持っている方もいらっしゃると思いますので、軽微なものについては指定管理者の中で整備を行い、メーカーで対応するものについてはメーカーで対応しているというのは、これまでの状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） メーカーさんのほうで、契約のときに、1,000時間動いたらメンテナンス来ますとか、いろいろそういう細かい契約とかというのは、されているのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 時間数とかでの契約的なものはございませんというふうに把握しております。言うなれば、シーズン前、先ほど女鹿議員からお話がありましたとおり、シーズンが終了してからと、それからシーズン前で点検を受けてという形が重要かというふうに思っていますし、これまでもそのような形で行っているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第50号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第50号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、北海道後期高

高齢者医療広域連合規約を別記のとおり変更することの協議について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴う北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

これは、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、外国人住民が外国人登録原票から住民基本台帳に登録されることになったことに伴い、加盟市町村が負担する共通経費の積算に伴う区分が変更となるため、用語の整理を行おうとするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第51号から議案第52号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第51号と日程第14 議案第52号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第51号、議案第52号の決算認定につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、議案第52号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成24年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成24年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成24年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

平成24年度各会計決算の概要でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、平成24年度各会計決算の概要。

平成24年度の決算については、持続可能な財政基盤の確立を念頭に、事務事業の優先順位を見きわめながら、限られた財源の有効活用を図り、適切な事業の実施に努めました。

また、長期的視野に立ち、計画的な財政運営を目指すため、財政調整基金へ3億円の積み立てや5,653万1,000円（一般会計2,891万円、市営公共下水道特別会計2,762万1,000円）の市債の繰上償還を行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入56億3,092万6,000円、歳出54億1,358万2,000円で2億1,734万4,000円の黒字となりました。前年度と比較し、歳入で2億7,999万8,000円、4.7%の減、歳出で2億4,990万3,000円、4.4%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億4,218万5,000円の黒字、国民健康保険特別会計で7,495万2,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計で20万7,000円の黒字となりました。

市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計繰出金により収支の均衡を図っております。

2、歳入歳出の状況。

（1）一般会計。

歳入増となった主な科目は、市税2億7,268万5,000円（対前年度比17.2%）、市債3億1,244万5,000円（同52.3%）、諸収入3億4,284,000円（同2.2%）で前年度を上回りました。

その内訳としては、市税は固定資産税滞納繰越分徴収額の増、市債は消防救急無線デジタル化事業等に係る過疎対策事業債の増となっています。

一方、減となった科目は、地方交付税27億2,953万6,000円（対前年度比マイナス0.7%）、国庫支出金4億7,351万5,000円（同マイナス16.8%）、使用料及び手数料3億5,282,000円（同マイナス1.2%）、繰越金1億3,802万円（同マイナ

ス45.1%)で前年度を下回りました。

その内訳としては、地方交付税は臨時財政対策債への振りかえの減及び特別交付税の減、国庫支出金は地域活性化交付金などの減、繰越金は消防庁舎改修事業等繰越明許費に係る繰越金などが減となっています。

歳出(性質別分析)では、投資的経費が4億5,829万1,000円(構成比9.8%)、義務的経費が21億9,083万8,000円(同46.9%)、その他の経費が20億2,096万3,000円(同43.3%)となっています。

前年度との比較では、投資的経費が9,378万5,000円(対前年度比25.7%)の増、義務的経費が2,081万7,000円(同1.0%)の増、その他の経費が2億465万1,000円(同マイナス9.2%)の減となりました。

投資的経費の増は、室内パークゴルフ場整備等に対する新産業創造等事業助成金の増によるもので、義務的経費の増は、障害介護給付費の増、その他の経費の減は、市債の繰上償還に伴う市営公共下水道特別会計繰出金の減によるものです。

(2) 特別会計。

4会計合わせて歳入総額は8億1,864万9,000円で、前年度と比較して1億9,411万4,000円(対前年度比マイナス19.2%)の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における市債の繰上償還に伴う繰入金の減によるものです。

歳出は、投資的経費が4,779万5,000円(対前年度比2.1%)、義務的経費が3億8,960万2,000円(同マイナス33.7%)、その他の経費が3億609万3,000円(同14.0%)、総額7億4,349万円で、前年度と比較して1億5,985万4,000円(同マイナス17.7%)の減となっており、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減、その他の経費の増の主な要因は、国民健康保険特別会計における空知中部広域連合負担金の増によるものです。

3、財政構造(普通会計ベース)。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は88.5%(前年度87.4%)、財政力の強弱を示す財政力指数は0.111(同0.116)、公債費比率は6.2%(同7.1%)です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は12.1%(同14.5%)です。

4、投資的事業(1件1,000万円以上)。

東光最終処分場電気設備等改修、新産業創造等事業助成(サービスつき高齢者住宅整備、室内パークゴルフ場整備、水耕栽培ハウス等整備)、中央社宅2号線道路改良舗装、改良住宅・市営住宅屋根改修、歌神地区改良住宅建替事業、旧消防本部解体除却工事、水槽付消防ポンプ自動車購入、消防救急デジタル無線施設整備、リフト整備。

3ページの5、各会計補正予算以下の説明については、省略をさせていただきます。

以上が、平成24年度各会計決算の概要でございます。

○議長(山崎数彦君) 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長(加津武君) ー登壇ー

議案第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、御提案申し上げます。

平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度歌志内市病院事業会計決算につ

いて、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成24年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成24年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

本年度は、国の「公立病院改革プラン」による病院経営の改善等を踏まえ、平成21年3月に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針とし、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても、嘱託医師を含めた医師の固定化により、診療体制に支障が出ないよう努めてまいりました。

経営面では、診療材料費や医療機器借りに係る賃借料などで費用が増額となりましたが、医療法改正による看護職員の増員相当分等に係る一般会計繰入金が増などが収支状況に大きく反映されました。

患者動向による収入状況では、外来収益にあつては患者数の減少から厳しい経営を強いられましたが、入院収益にあつては、診療報酬に反映される医療必要度の高い入院患者の受け入れ等で効率よく運営されたことから、前年度実績を上回ることになりました。

結果として、当年度収支で483万円の純利益が生じ、累積欠損金は8億3,882万4,000円で、本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は2万1,472人（一日平均58.8人）で、前年度より137人（同0.5人）の増加。また、外来患者では1万5,841人（一日平均64.9人）で、前年度より432人（同1.8人）の減少であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億8,245万8,000円で、内訳は、医業収益が4億2,935万8,000円、医業外収益が1億5,310万円であります。総事業収益を前年度と比較しますと3,099万7,000円の増であります。その内訳は、医業収益の入院収益が1,043万9,000円の増、外来収益が208万2,000円の減、その他医業収益が215万円の減で、医業収益総体では620万7,000円の増であります。医業外収益は、他会計補助金が2,555万7,000円の増、負担金交付金が79万3,000円の減、その他医業外収益が2万6,000円の増、医業外収益総体では2,479万円の増であります。

一方、総事業費用は、5億7,762万8,000円で、内訳は医業費用が5億6,242万8,000円、医業外費用が1,520万円あります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと、882万2,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が512万3,000円の増、材料費が220万9,000円の増、経費が295万1,000円の増で、医業費用総体では、1,087万4,000円の増であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が84万9,000円の減、雑損失が120

万3,000円の減で、医業外費用総体では205万2,000円の減であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び22ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は6,747万5,000円で、内訳は、出資金が6,408万8,000円、他会計繰入金338万7,000円です。総支出額は、総収入額と同額の6,747万5,000円で、内訳は、建設改良費338万6,000円、企業債償還金6,408万9,000円です。

以上、病院事業会計の平成24年度事業概況でございます。

議案第51号と議案第52号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

○議長(山崎数彦君) これより、議案第51号平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第52号平成24年度歌志内市病院事業会計決算の認定についてを一括審議に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 1件だけ、ちょっと質問をさせていただきます。

実績報告書の25ページでございます。

ここには、歌志内のデイサービスセンターの営業状況、介護度別利用者状況、職員の状況等が記載されております。そこでお伺いをいたします。

これは、あくまでもうわさ話でございますけれども、このデイサービスセンターについては、社協に指定管理を委託してございます。そこで、何か赤字が1,000万円ぐらいあるというような話を聞きました。それで、実際に赤字があるのかなのか。そして、赤字があるとなればどのぐらいなのか。それから、その赤字の要因は何なのかを、お伺いしたいと思います。

それから、この職員の状況でございますけれども、たしか平成24年3月30日の厚生労働省政令第53号だと思っておりますけれども、ここに、人員に関する基準というのがございます。それで、従業員の数とか生活相談員、看護師及び准看護師、それから3、介護職員、4、機能訓練指導員ということで、人員に関する指定基準、介護事業者のための法令集というのがあると思っております。

そこでお伺いいたします。この表でいきますと、営業状況の中で、一日平均利用者数が4月から3月まであります。それで平均いたしますと、大体、ほとんどが10名以下で、年平均が8名でございます。そうしますと、この職員の状況でございますけれども、施設長、生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員、調理員、運転手総数でございます。それで、先ほど申しましたように、この職員の基準が、先ほど申しました人員に関する指定基準、介護事業者のための法令集にあります人員と整合性があるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長(虻川善智君) 平成24年度の、今、申し上げましたように赤字額というところでございますが、収支の状況としましては、指定管理料として3,221万9,000円を支出しております。それに対しまして、通所介護、事業所の給付費、または自己負担額、また、給食の自己負担額を合わせまして1,845万6,651円です。指定管理料との差額としましては1,376万2,349円が、実質的には歳入が支出よりも少ないということでございます。

あと、職員の状況でございますが、今現在デイサービスセンターの定員につきましては25名となっております。その25名に対する配置基準ということで配置しておりますので、現在の職員数で行っているところでございます。

申しわけございません、赤字の要因につきましては、昨年4月現在で大体26人の利用人員がございましたが、その後、入院または死亡等により利用者がだんだん減っていきまして、最終的には、昨年の3月時点では16人という状況でありましたので、これらの通所介護の事業所の介護給付費が減ったというのが要因でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 実は、私も、市内8カ所で議会報告会を実施をいたしました。そこで、私、先ほど質問したのとちょっと趣旨は違うのですけれども、デイサービスセンターについて、人口の減少や利用者情報収集の関係から、15人想定施設が8人しか利用されていません。歌志内に二つあるのですけれども、もう一つのほうは余剰利用者を市内の施設に紹介しています。二つの施設が必要でしょうか。市の指定管理としては、社協に営業努力をさせていただきたいというようなお話がございました。

そこで、今、要因をいろいろ答弁でありました。そこで、先ほど申しました人員に関する基準でございます。私は、この基準を見ると、ちょっとここに実績報告書にある職員の状況とはかなり違うのですけれども、その辺、もう一度、ということは、はっきり言いますと、職員の状況ですけれども、種類によって違いますけれども、若干多いのではないかという気がいたします。その辺を、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほど申し上げましたとおり、現在のデイサービスセンターにつきましては、25人が定員ということになっております。25人の定員につきまして、施設長以下、生活相談員、介護職員3名となっておりますが、これを仮に小規模に、15人定員にちょっと減らした場合については、この介護職員のところが2名にできるかというような基準配置になっているかと思えます。

その全ての、ここに書かれている職員の配置につきましては、あくまでも25人定員の中での配置基準での配置でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の答弁では、25人の定員だと。それは、わかっています。それで、先ほど申しましたように、実績として一日平均利用者が年平均8.0ですね。ですから、25人の定員云々と言いますけれども、私は実情に合ったような職員の状況がベターだと思うのですけれども、その辺もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 実情から言いますと、例えば、小規模デイサービスに変更する場合については、その範囲内ということも考えられますが、あくまでも今、認可といえますか、もらっている定員が25名になりますので、やはりそれに合わせた職員配置をしていなければいけないということでありますので、現状このような配置になっているのでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の24年度の決算なのですけれども、これは、村上市長は10月から市長に新任されまして、前泉谷市長の、大体、政策どおりに行ってきたものだと思います。

村上市長は、とりあえず、泉谷前市長の意思を引き継いでという話をされていまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

長期的な財政運営を目指して、3億円の財政調整基金に積み立てすることはできたとあります。しかしながら、住民減少になかなか歯どめをかける対策というのができなかったのではないかなと私は思っております。住民が減れば、自然と市税も減ってくるということですが、また、高齢者対策としての具体的な対策だとか、目に見える福祉政策ですね、こういったものがちょっと24期少なかったのではないかなと思われるのですけれども、村上市長の率直な意見を、思いを聞かせていただきたいなと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） ちょうど半分ぐらいのことだったのですけれども、新しい政策をあえて年度途中から切りかえるということも難しい時期だったのですけれども、ちょうど財政の健全化ということを長い間続けてまいりまして、やはり一定額を目標にして積み立ててきたという、そのところは、私はより高く評価したいと何度も申し上げております。

ただ、正直言って、いろいろな事業を実行したかったという思いは、私は持っていたのではないかなと。そのところのせめぎ合いが、御本人の中には多分あったのだらうと思っております。そういう中で、石橋をたたくような形で、今もサービスを低下させないという思いで行政を遂行してきたのではないかと、そのように考えております。

おかげさまで、ある程度の金額は確保されております。しかし、それで十分かという、将来的な展望をした場合、今、女鹿議員がおっしゃいましたとおり、人口の減少、あるいは流出、そして移入がままならないような状況。だからといって、行政的な要請といいますか、そういうものは高まっていくという中で今後どうしていくかという、そういう中での新年度予算の編成にもつながっていったわけでございます。

いずれにしても、私は、この決算書にあらわれておりますとおり、繰越金を出して基金に積むだけの金額を確保していただいたという、その部分は、やはり評価していきたい。そういう財源をもって積み立てを続けていく、あるいは、行政にそのうちの一部を活用しながら、歌志内の活性化を図っていくというところまでの基盤をつくっていただいたと。そういう部分で、繰り返しますけれども、私は評価をしたいと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 評価するということなのですけれども、一般会計で1億4,000万円のとりあえず黒字ということで、いろいろな努力が積み重なっている1億4,000万円の黒字だと思います。でも、その中で、やはり住民の福祉の後退を、そのまま我慢してもらっている部分も多々あったと思うのですよね。それを、さっき市長、ちらっと言いましたけれども、今後の新年度の予算にも大きくつながってくる、今回の決算の状況だと思います。

大事なものは、この決算の状況をどういうふうに捉えて、どこを生かして、どこを変えていくかということが大きな問題であると思うのですよね。住民福祉の向上ということも、市長おっしゃられていますし、市長、副市長を初め、今、出席している課長さん、私たち議会もそうですけれども、一緒になって同じ方向を向いて、同じように同じ考えでいろいろ取り組んでいかないとだめだと思うのですけれども、その辺、もう一回、どういうふう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 従来の政策が、全て今後も必要とするかと、そういう部分でも内容を精査していかなければならないと思っております。福祉の政策も、質的に高めていくというこ

とにつなげていくとした場合に、やはり、その裏づけとしての財源というものは、必ず検討しなければならない大きな部分になると思います。

私は、常日ごろから言っているのですが、今までの福祉サービスをこのまま将来に向かって、果たして続けていいものかどうか。いわゆる目的を達したものもあると思いますし、必要性の薄くなったものも出てくると思います。そして、将来に向かって、どういうサービスが必要となるのか、どういうサービスを皆さん求めているのか、こういうことも、我々十分、調査研究をした上で、先ほど申しました、必要性の薄くなったようなものを整理をしていくということも必要なのかな。そして将来的に進めていかなければならない、そういう部分に新たな政策として投資をしていくと。やはり、選択と集中ということが、私はこれから必要になってくるのではないかと。予算を有効に活用していくと、そういう目的を持って、これからの行政に望んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号及び議案第52号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

議 案 第 5 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第53号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第53号の補正予算について御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

議案第53号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,054万円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第53号の補正予算について御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款1項1目とも議会費11節需用費8万2,000円の増額補正は、議会報2回分の印刷製本費であります。

次に、2款総務費1項総務管理費13目諸費23節償還金利子及び割引料149万3,000円の増額補正は、平成24年度生活保護費道費負担金返還金等であります。

次に、2項徴税費1目税務総務費8節報償費2万5,000円の増額補正は、固定資産評価がえに係る土地精通者謝礼であります。

2目賦課徴収費13節委託料144万2,000円の増額補正は、標準宅地鑑定評価地点の確定に伴う平成27年度固定資産評価がえ標準宅地鑑定委託料であります。

次に、3項1目とも戸籍住民基本台帳費13節委託料8万8,000円の減額補正は、住基ネットシステム公開に伴う機器保守業務委託料の減、18節備品購入費231万円の増額補正は、システム機器購入費であります。

次に、3款民生費2項老人福祉費1目老人福祉事業費13節委託料31万5,000円の増額補正は、養護老人ホーム楽生園の譲渡協議のための不動産鑑定委託料であります。

5ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費11節需用費26万8,000円の増額補正は、中村歯科診療所において、去る8月24日の大雨により雨漏りが発生したことによる同診療所の内部修繕料であります。

次に、2項清掃費2目ごみ処理費15節工事請負費2,131万5,000円の増額補正は、旧埋立処分場擁壁の一部倒壊に伴う旧処分場改修工事費であります。定例会資料6ページに改修工事位置図を掲載いたしましたので、御参照願います。

本件につきましては、本年、第2回定例会において改修のための設計委託料を予算補正したところですが、このほど、工事設計額が明らかになったものであります。

工事内容としましては、倒壊擁壁の下部に新たに補強土壁を設置し、転倒したコンクリート擁壁を解体撤去した上で、残存しているコンクリート擁壁の周囲全体を盛り土により埋め固めるものであります。

次に、事項別明細書の6ページに戻りまして、7款1項とも商工費6目観光費19節負担金補助及び交付金989万4,000円の増額補正は、アリーナチロル活性推進事業補助金ですが、定例会資料7ページから10ページをお開き願います。

アリーナチロルにつきましては、所有者の株式会社歌志内振興公社が、経営上の理由により、本年6月から運営を休止していたところですが、利用者及び市内各種団体からの再開希望が多いことや、本施設を利用した交流人口の増加に伴う地域経済の活性化等を勘案した結果、再開が望ましいものと判断したところであります。

そのためには、その維持管理費用を市が負担する必要がある、当該補助金を支出しようとするものであります。

7ページに市から公社に対するアリーナチロルの継続開館の要望書、8ページに公社から市に対する承諾の回答書を添付しております。また、9ページから10ページにアリーナチロルにかかる管理費用を掲載しましたが、補助金額の算出基礎は10ページ合計欄下段の、平成25年10月から26年3月までの経費1,166万円から、当該期間中の利用料収入見込額176万6,000円を差し引いた989万4,000円であります。

また、再開に当たっては、市民体育館等と同様に市民の利用は無料とすることを要望しております。

事項別明細書の6ページに戻りまして、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費12節役務費1万2,000円と、18節備品購入費525万円の増額補正は、それぞれ除雪ホイールローダーの自賠責保険料とその購入費ですが、これは国の社会資本整備総合交付金の交付決定に係る内定通知に基づくもので、歳入の国庫支出金において財源措置しております。

次に、5項住宅費1目住宅管理費12節役務費9,000円と、次ページの18節備品購入費10万円の増額補正は、それぞれ東光シルバーハウジングに係る7台分の消化器廃棄処分手数料と購入費であります。

15節工事請負費125万円の増額補正は、文珠しらかば地区改良住宅、S59の1と2に係る給水管布設がえ工事であります。

次に、10款教育費1項教育総務費3目奨学費19節負担金補助及び交付金396万円の増額補正は、高等学校等就学支援金であり、内訳は、対象予定者66名で、月額1万円の6カ月分であります。

次の、11款災害復旧費と12款公債費は、財源区分の変更であります。

9ページをお開き願います。

15款1項1目とも予備費、110万円の減額補正は歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費補助金3節社会資本整備総合交付金329万円の増額補正は、歳出の土木費で予算措置しました除雪ホイールローダー購入事業に対する交付金であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金4,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、19款諸収入4項雑入3目1節とも過年度収入284万3,000円の増額補正は、平成24年度障害者自立支援給付費道費負担金の精算に伴う追加交付であります。

8目雑入9節建物総合損害共済収入40万4,000円の増額補正は、本年4月7日に発生しました強風による建物損害に係る市有物件災害共済金収入で、被災、被害建物は、市民体育館と中村生活館であります。

以上で、議案第53号の補正予算事項別明細書について説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歳出のほうでお聞きしたいと思います。

最初に民生費、老人福祉事業費ですね。楽生園の不動産にかかる譲渡協議のためということなのですが、もう既に、歌志内の指定管理から手放す考えが市はあって、それで、算定するこの協議のため、この31万5,000円を補正で組んだのか、お聞きしたいと思います。

次に、衛生費のごみ処理費。この工事なのですが、これは地元の業者でやっていける工事か、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、土木費ですね。土木費のホイールローダーの購入、これなのですけれども、除雪の日のために買う機械だと思うのですけれども、結構、住民の中で大型除雪機が残ってた雪をどうにかかいてくれないかなとかという要望もあるので、そういったぐあいのものに使えるものなのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、住宅管理費ですね。文珠地区の給水管の布設がえ、これは今後も、布設がえの工事が市内では結構多くあるのか聞きたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 民生費のほうの不動産鑑定料でございますが、楽生園は、平成9年に建設されまして、建設費が約16億円で建てられたものでございます。本市としましては、比較的新しい建物でありますので、このたび、不動産鑑定をし、また、譲渡の検討材料にしたいということで、不動産鑑定料を計上したものでございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私、衛生費の関係でございますが、工事費につきまして、地元でできるかということでございますが、地元でできる工事でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ホイールローダーの購入でございますが、除雪のため使いますが、大型車で残した雪をやるということも行いますが、具体的にすべての路線について、このホイールローダーでやるということではなくて、細かい場所とか、そういった部分の除雪に、専ら使いたいというふうに考えております。

それと、住宅の今後の布設がえ工事があるのだろうかということでございますが、布設がえ工事につきましては、毎年予算を取りながらやっているところでございますが、このたび、補正を行って、布設をする場所は、ことしに入りまして4カ所ほど、次々と漏水になりまして、この部分につきましては、また今後も漏水の可能性があるものですから、一定の区間に限って布設がえを行いたいということで、御提案申し上げるところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 民生費なのですけれども、ちょっと、もう何か譲渡を考えた上での補正予算のような気がするのですよね。その前に、指定管理から手放す、手放さないという議論をちゃんとした上で、それから補正を組むべきではないかなと思うのですけれども、その辺、もう一回お聞きしたいと思います。

あと、ホイールローダーなのですけれども、どこが管理して、どのような除雪をするのか。あと、アタッチメントとかも多分いろいろ出てくると思うのですけれども、それは今回入っていないのですけれども、そういうのは今後どうするのかを、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 楽生園につきましては、現在、指定管理を行っておりますが、その指定管理の期限が、今年度、平成26年3月31日までとなっております。

また、このたびの譲渡要望が、平成26年4月1日で譲渡をお願いしたいという要望がございました。その中で、手続としましては、まず譲渡について検討をしながら、来年の4月1日に譲渡をするか、しないかというところで、検討をしているところでございます。その一環として、一つは先ほど申し上げましたとおり、比較的新しい建物であります楽生園の不動産鑑定を行いまして、その検討材料の一つとしたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） どこで管理するかということでございますが、建設課が管理いたします。また、この使用に当たっては、いろいろな部署でも使用可能とする考えでございます。

それと、このアタッチメントにつきましては、スノーバケット0.5立米級ということで、これをつけまして、その他の先端につけるアタッチメントについては、購入はいたしません。付属品としては、チェーンとか黄色の回転灯ですね、そういった部分が付属部品として購入する物でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私からは、6ページの商工費、このことについて質問をしたいと思います。

チロルアリーナの継続についてということで、説明がございました。と同時に、議会の定例の資料がございまして、その中によりますと、かかる経費の年額と、そしてこれから、10月から3月までの期間、この期間の経費というものが記されております。と同時に、これは修繕費の備考の欄ですか、これは人工芝は26年度以降に張りかえをする予定ですと。その事業費は約2,000万円というような記述がございます。これから受け取れることは、今年度10月から再開しますよと。歌志内市から費用を出すことによって再開しますよと。そして、来年度も、その次もやっていきますよというふうに読み取れる内容なのですが、そういった押さえてよろしいのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） アリーナ継続開館に伴う費用の資料の関係でございますけれども、根拠といたしまして、年間経費、それと10月1日から開館をするということからした場合の、明年3月までの部分での積算をさせていただいたところでございます。年間経費のほぼ半分になる部分もございまして、季節によってかかる経費によって違う部分もありますので、その辺については、根拠として年間ベースをもとにしながら、当該月を積算したものでございます。

それから、人工芝につきましては、今年度につきましては、言うなれば、先般も行政常任委員会のほうで御視察いただきましたけれども、傷みの激しい部分を改修を行い、今後、想定としては、相当数、全体的に傷みもございまして、全部を張りかえた場合についてはということで、事業積算をした金額が約2,000万円ということでございます。

それから、今回、御提案しておりますけれども、この後、お認めいただけましたら、引き続き、市からの支援をもとに開館をしていきたいということでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁ですと、今年度10月からと、そして来年度からも引き続きというようなことで、開館していく考えですというふうなことに受け取れるのですが、チロルアリーナも建てられてから結構な年数がたっています。その建物自体も、さまざまに修理していかなければならない部分が出てきていると思うのですが、この人工芝もそうですね、2,000万円かかるということで積算されていますけれども、そういったもろもろの経費も考えて、これから歌志内市が振興公社のほうへ費用を出して、管理運営してもらいたい、こういう流れでの提案だというふうに受け取れるのですが、それに対するバックボーンといいますか、財政の面ですね、そういったものも、きちんと大丈夫なのですよという考えのもとでの提

案というふうに受けとめるのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今回のチロルの湯改修に伴っては、アリーナについては改修事業を行っておりません。そのために、今、下山議員からの御指摘のとおり、言うなれば、外観的な部分の改修工事も、今後、年数が経過しておりますので、想定はされてくるかなというふうに思っております。

その事業規模、内容等によりまして、それらについては公社のほうと協議してまいりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この資料にも、市民を無料としてということの一番最後の部分ですね、一番下の部分なのですが、市外の利用者分ということで70%、ということは、利用している方々の70%が市外なのだというふうに読み取れるのですが、私のほうにも、実際、野球をやっている少年チームから、継続してもらいたい、何とかありませんかという話があります。歌志内市民と違って市外の方々が、チロルのアリーナがこれからも継続してやってもらえるのだという思いのもとに来た場合に、財政の関係で、やはり立ち行かなくなりましたということにならないと私は思うのですよね。ですから、財政面での裏づけがきちんとあるのかどうなのか。そして、長年にわたってやっていけるのかという、その答弁をいただけるかと思って質問をしたわけなのですが。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 市民の無料化を含めた形の中で、今回、御提案をしておりますけれども、税金を投入しての継続、再開での御提案をしております。これまでの利用実態としましては、今、議員のおっしゃったとおり、約3割が市民であり、そのほかについては市外ということになっております。

当然、今後、大きな改修費用のかかる部分が想定はされますけれども、継続して開館に結びつけていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今のアリーナの使用料の件なのですが、説明の中で、市民体育館と同等に市内の人は無料ということだったので、現在、この市民体育館は、市外の人は有料扱いになっているのかどうか。

一応、4市町でしたか、各地の市の設備、これを市民と同等の金額で使わせようということで、おとしからですか、やられていますけれども、そんな関係で、市民は無料、市外の人は有料という格好で、使える施設として認められるのですか。

それともう一つ、今の70%の市外利用者、それで1,800人ぐらいが、この計算ですと、歌志内の人ということになるのですけれども、その1,800人が今後、このアリーナ、歌志内の住民として使うということで、先ほどから議論になっております、今後も継続するのかということの判断もしなければならぬのではないかなと思うのですけれども、その辺、ちょっと、今考えていることで結構ですから答弁願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 私から、市民体育館の使用料の関係につきまして、お答えさせていただきます。

現在、歌志内の市民体育館におきましては、営利等を目的として、特定、個人、あるいは企

業の方が専有的に使用する場合以外につきましては、無料でお使いいただいております。

なお、もう1点ございました4市町の協定の関係でございますけれども、あくまで教育施設、各教育委員会が所管する社会教育施設という範囲の中での協定でございますので、アリーナチロルにつきましては、教育委員会所管の施設ではございませんので、この協定の対象にはなってございません。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今回の部分につきましては、公社としては、言うなれば計上の関係から休館という形をとりました。市からの支援を受けて、再開と。財政的な問題も、市としての、全体として今後の部分あるかと思っておりますけれども、それらについては公社内部といたしましても、さまざまな形の中で利用を上げていくということも並行してやらなければならないのかなというふうには思っておりますけれども、当面、現在利用している方々が継続して使われるように、努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 根本的なことをお伺いします。

今、利用の無料、有料の質問がありましたけれども、私は、このチロルのこの議案が、補正予算が可決になれば、一応市民の税金で管理運営をすると、こういうような格好になると思うのですよ。そこで、もう既に、この計算書を見ますと、市民は無料だと、こうなっています。私は有料より無料のほうが、これは、もういいことはいいのです。ですけれども、使用料の高い、安いは別にしても、やはり無料ということで、受益者負担というのは、当然、ここを使う人はほとんど限定されていると思うのですよね。ですから、やはり受益者負担というのは、高い、安いは別ですが、無料ということはいかがなものかなということで、お伺いをいたします。

それから、8ページ目でございますけれども、真ん中ぐらいかな、弊社の経営上、不採算となる部門でありということになっています。これは、私の勘違いだったら指摘をしていただきたいのですけれども、例えば宿泊施設ですね、これは年間で利用率が、たしか60%だと思ったのですけれども、それ以上なければ不採算部門ではないかなという、これは私の情報、聞いた範囲では、たしか60%だったと思ったのですけれども、その辺、間違っていたら指摘をしていただきたいのですけれども。そうしますと、アリーナばかりではなくて、宿泊施設も不採算部門ではないかなと、私はそう思うのですけれども、このアリーナだけ不採算部門とした、この文言はどういう理由なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 市民の無料化の関係の理由かなというふうに思っております。

今回は市からの、先ほど申し上げたとおり、税金を注入しての施設の継続という形になったことから、市民にとって利用しやすい施設という考え方から、利用料金のほうは徴収をしないで、スポーツ施設である体育館と同様の形が望ましいのではないかなというふうに判断をしたところでございます。

無料化によりまして、利用費用の部分、収入が減りますけれども、その分、例えば温泉とかのほうに利用されるというような形で流れていく部分についても期待をすると、そのようなことから、市民の無料化という形をとらせていただいたということでございます。

宿泊部門の60%の部分でございますけれども、言うなれば、チロルの湯の宿泊部門についても、稼働率からすれば60%を上回っているものではございませんけれども、部屋の稼働率の利用率からすれば、ほぼ60%という形になっております。どの時点で不採算部門というふ

うな形をとられるかという部分については、宿泊部門だけの部分ではなくて、飲食とかも含めながら、その辺については、運営状態全体として見られるのかなというふうに思っております。

アリーナチロルの場合につきましては、これまでも御答弁していたとおり、管理経費の光熱水費等が、やはり大きく運営の状況を圧迫するというような形での施設でございますので、この表現を使ったところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時04分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 下 山 則 義